

## 訪問看護費（介護保険）

2012/4/1

介護保険		単位数(1単位10円～11.05円)	
訪問看護費	20分未満 ☆1 訪問看護 I 1	316単位	
	30分未満 訪問看護 I 2	472単位	
	30分以上 1時間未満 訪問看護 I 3	830単位	
	1時間以上 1時間半未満 訪問看護 I 4	1,138単位	
	理学療法士等 20分以上 ☆2 訪問看護 I 5	316単位	
	訪問看護 I 5 2超	284単位	
	○早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）は25%増、深夜（午後10時～午前6時）は50%増。ただし、緊急訪問の場合は特別管理加算対象者にのみ2回目以降加算される ○准看護師の場合、所定単位数の90%で算定		
加算	※緊急時訪問看護加算（月1回）		540単位
	※特別管理加算（月1回）	特別管理加算（Ⅰ）	500単位
		特別管理加算（Ⅱ）	250単位
	退院時共同指導加算（適応時） ☆3	600単位	
	初回加算（適応月1回） ☆4	300単位	
	長時間訪問看護加算（適応時） ☆5	300単位	
	複数名訪問看護加算（1回につき）	30分未満 ☆6	254単位
		30分以上	402単位
	※ターミナルケア加算（適応時） ☆7	2,000単位	
	サービス提供体制強化加算（1回につき）	6単位	
看護・介護職員連携強化加算（月1回） ☆8	250単位		

- ☆1 20分未満の算定要件  
20分以上の訪問看護を週1回以上含む設定とする。  
緊急時訪問看護加算の届け出をしている場合に算定可能
- ☆2 1人の利用者につき週に6回を限度  
20分以上を1回として、1度の訪問で複数回の実施可能
- ☆3 退院時共同指導加算：病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中に訪問看護ステーションの看護師等が主治医などと連携して、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に算定する。（特別な管理を必要とする利用者については2回算定可能）
- ☆4 初回加算：新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、初回若しくは初回の指定訪問看護を行った日の属する月に指定訪問看護を行った場合に算定する（2か月間の訪問看護を受けていない場合と予防⇔介護の変更時には再度算定可能）
- ☆5 長時間訪問看護加算：特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行った場合であって、その所要時間を通算した時間が1時間30分以上となる時に算定する。
- ☆6 複数名訪問看護加算：下記の基準を満たし、利用者や家族の同意を得て同時に複数の看護師が1人の利用者に行き訪問看護を行った場合に算定する。  
①利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合  
②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合  
③その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる
- ☆7 ターミナルケア加算：死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施（死亡日及び死亡日前14日以内に医療保険による訪問看護を受けている場合は1日以上）した場合  
（ターミナルケアを実施中に、死亡判断を目的として医療機関へ搬送し、24時間以内に死亡確認がされた場合を含む）  
◎要支援者は対象外
- ☆8 訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、たんの吸引等を円滑に行うための支援を行った場合に、月1回算定  
◎要支援者は対象外
- ※は区分支給基準限度額の算定対象外